

播磨西小学校周辺でゾーン30プラス整備を行います

土木課土木整備係 ☎079-435-2365

生活道路、通学路の安全を考慮したゾーン30プラスの整備を、播磨西小学校周辺エリアで実施します。



▲ゾーン30プラスの標識

区域内での最高速度を30km/hに規制し、路面に凹凸（ハンプ）などをつけることで、車の運転者に減速を促します。

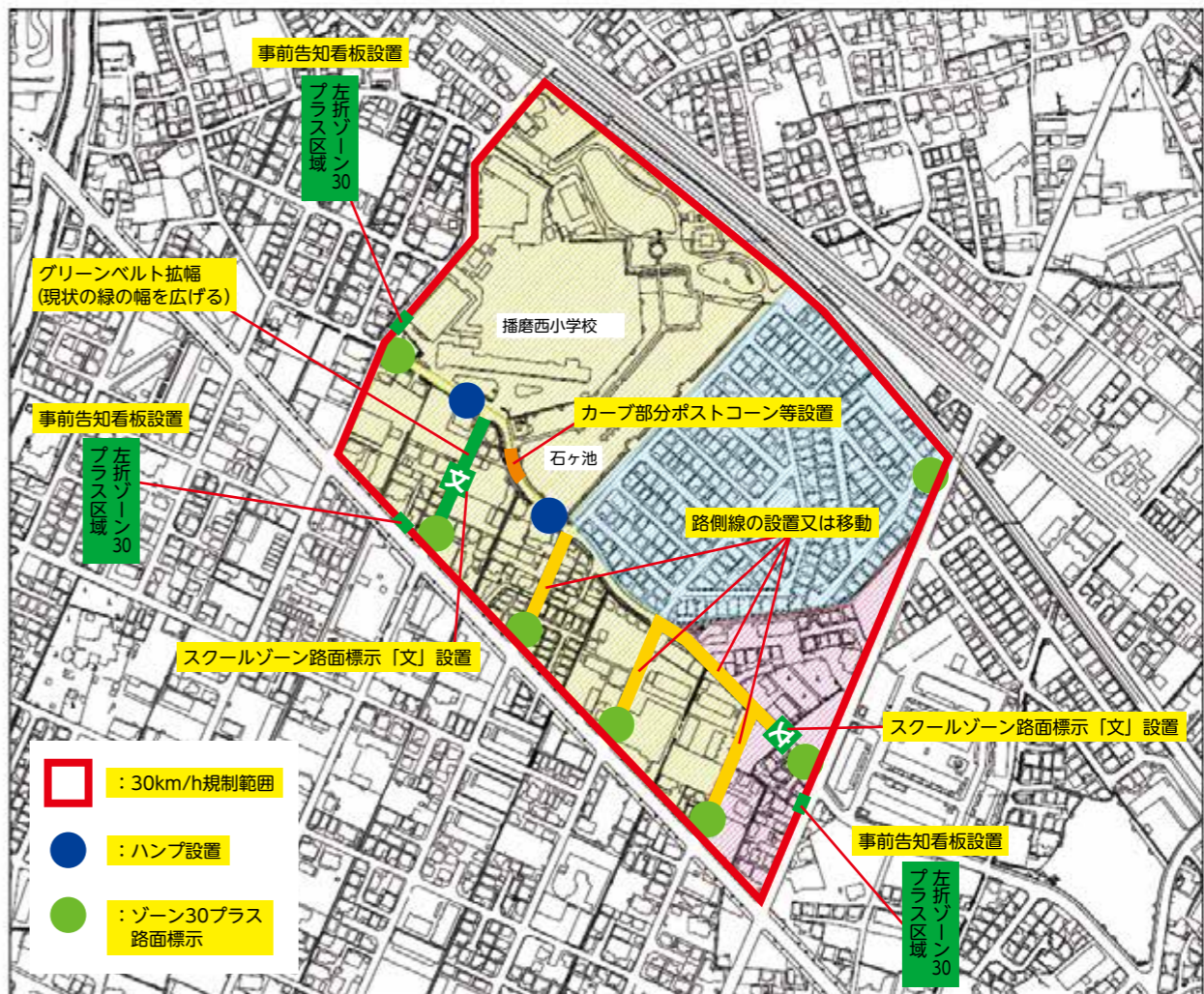
ゾーン30プラスとは、区域を指定してその区域内の道路の最高速度を30キロに規制し、それに加えて物理的デバイス（ハンプなど）を設置することにより、歩行者などの安全を向上させるものです。



▲ハンプの例

車の運転者に減速と注意を促すために、路面に盛り上がりをつくっています。

今回、町、警察、学校関係者などで計画を進めながら、1月に関係自治会への地元説明会を実施しました。工事については、令和6年度秋以降を予定しています。工事期間中は、何かとご不便、ご迷惑をおかけしますが、ご協力のおかげしなくお願いいたします。また、整備完了後は児童や地域の人たちの安全に配慮した優しい運転にご協力をお願いします。



65歳以上の皆さんへ令和6～8年度の介護保険料額が決定しました

介護保険課介護保険係 ☎079-435-2582

介護保険制度では、3年ごとに介護保険事業計画を見直し、介護サービス費の見込額等に基づき介護保険料が決定します。

介護保険事業にかかる費用は、介護保険料と公費で50%ずつを負担します。介護保険料のうち、第1号被保険者（65歳以上の人が23%、第2号被保険者（40歳～64歳）が27%を負担します。令和6年度からの3年間の介護サービス費を約90億円と見込み、第1号被保険者が負担する23%を65歳以上の人数で割った額を保険料基準額とし、令和6年度からの3年間の保険料基準額は5,800円に決定しました。

所得段階は、前年の所得や住民税課税状況などに応じて14段階に分かれています。皆さんの保険料額については、7月中旬に納入通知書（介護保険料額決定通知書）でお知らせします。

所得段階別保険料額

今年度から新たな保険料基準額が設定されているため、所得状況などに変更がない人についても保険料が変更になりますのでご注意ください。

令和6年度～令和8年度			
介護保険料所得段階	比率	保険料	
		月額	年額
【第1段階】 1.生活保護受給者 2.本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	基準額×0.285	1,653円	19,836円
【第2段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が120万円以下の者	基準額×0.485	2,813円	33,756円
【第3段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税で、上記に該当しない者	基準額×0.685	3,973円	47,676円
【第4段階】 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者のうち課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	基準額×0.85	4,930円	59,160円
【第5段階】 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者で、上記に該当しない者	基準額	5,800円	69,600円
【第6段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.15	6,670円	80,040円
【第7段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額×1.25	7,250円	87,000円
【第8段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額×1.5	8,700円	104,400円
【第9段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	基準額×1.7	9,860円	118,320円
【第10段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	基準額×1.9	11,020円	132,240円
【第11段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	基準額×2.1	12,180円	146,160円
【第12段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が620万円以上800万円未満の者	基準額×2.3	13,340円	160,080円
【第13段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者	基準額×2.4	13,920円	167,040円
【第14段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上の者	基準額×2.5	14,500円	174,000円



介護保険料額